令和７年度　台湾プロモーション事業　仕様書

１ 委託業務名

令和７年度　岐阜・下呂・郡上観光宣伝協議会　台湾プロモーション事業

２ 業務の目的

当協議会は、岐阜県を代表する主要観光地である岐阜市、下呂市、郡上市の三市が共同して観光

客の誘致及び宣伝を行い、お互いの相乗効果を図るとともに、パブリシティの効用を一層高めるこ

とを目的としており、令和５年度からは、台湾市場をターゲットとしたプロモーションを継続的に

実施している。本業務では、台湾市場で根強く残っている団体旅行の囲い込みとFITリピーターを獲

得するための事業について、プロポーザル（企画提案）参加事業者を募集する。

３　履行場所

　　岐阜市、下呂市、郡上市、台湾国内

４ 履行期間

契約締結日から令和８年２月27日（金）まで

５ 委託業務の内容

　　　以下の２事業より構成する。事業費用の内訳については指定しない。

（１）メディアプロモーション事業

台湾の訪日旅行メディアを通じて、各市の特集ページを作成し、情報発信を行う。

・成果物：ショート動画１本、メディア内記事（各市１本以上）、Facebook投稿

・業務内容：台湾人ライターによる取材手配（３泊４日）

取材による記事作成（各市１本以上）

記事投稿時のSNS宣伝（Facebook）

WEB上でのランディングページ作成及び掲載

・想定KPI：各記事のPV数5,000回以上、Facebook閲覧30万回以上

　　（２）台湾現地プロモーション事業

３市の職員で現地の旅行会社に赴き、セールスコールを行うとともに、セールス後の

情報発信を行う。

・参加人数：４名（各市１名、アテンド１名）

・日　　程：３泊４日

・訪問者数：12社程度

・業務内容：業務管理、セールス先提案・選定、アポイント設定

　　　　　　現地同行・通訳、車両手配（3.5日分）

　　　　　　渡航費・宿泊費・送迎費（４名分、１室１名）

台湾現地旅行会社へメール・LINEを用いた情報発信

　６　効果検証

令和７年度末までに（１）～（２）の業務における効果検証を行うこと。

効果検証方法については、契約締結後、本市と協議の上決定する

　７　成果物

　　　　本事業の成果品は次のとおりとするが、協議により変更する場合がある。

（１）メディアプロモーション事業で作成した動画（MPEG-4等で作成した動画電子データ１式）

（２）次項に記載する成果物（紙媒体及び電子データ）

（３）その他参考資料（業務で収集・作成・整理した図表等）電子データ１式

　８　報告書の提出

　　　　各事業の業務完了後１か月以内に中間報告として電子データ（CD-R等）を提出すること。事業終

　　　了後、履行期限までに、事業実績に係る報告書を紙媒体４部、電子データ４部を提出すること。な

お、報告先は、次のとおりとする。

　９　納品場所

　　　〒509-2295　岐阜県下呂市森960　下呂市役所観光課

１０　契約代金の支払時期及び方法

契約金額の支払い方法は一括払いとする。完了届出を受理した日から１０日以内に検査をし、

当該検査後、適法の支払請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。

１１　著作権等について

　　　　本事業により制作された制作物の著作権は、岐阜・下呂・郡上観光宣伝協議会に帰属するものと

　　　する。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するもの

とするが、岐阜・下呂・郡上観光宣伝協議会が本事業において、その使用権及び翻訳権を有するも

のとする。

１２　瑕疵担保責任

本委託業務における瑕疵担保期間は、契約終了の日から１年間とする。この間に瑕疵が発見され

　　　た場合は、受託者の責任において補修を行うものとする。

１３　疑義等

　　　　事業の円滑かつ効率的な進捗を図るために、委託者である岐阜・下呂・郡上観光宣伝協議会の担

　　　当者と密接な連携を図りながら事業を進めるものとし、本仕様に定めのない事項について疑義が生

　　　じた場合は、その都度協議のうえ対処するものとする。

　　　また、個人情報に関連する業務については関係法令を遵守し、本仕様に定めのない事項については、

その都度協議の上対応するものとする。

１４　業務請負者の選定について

　　　　企画競争により請負業者を特定する。ただし、参加業者の辞退等により企画書の提出が１者とな

　　　った場合においても、仕様を満たしている場合は、その業者を特定することとする。

１５　その他

・本業務の実施に当たっては，業務着手前に工程表を提出し，業務のスケジュールを明確にするこ

と。

・本業務の実施に当たっては、十分な業務遂行能力を有する、適正な人員と体制を確保すること。また、業務の各過程においては、本市と十分に協議を行い、本市の指示に柔軟に対応すること。

・本事業の遂行に当たり、委託者が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

・本業務の実施に当たっては、当協議会と適宜打ち合わせを行うこと。

・本市は，本市が所有する業務に必要な資料を受託者に貸与する。

・本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。

・各業務の制作に当たっては、公序良俗に反することなく，特定の個人、団体等に対する誹謗中傷

を含まないこととし、その他法令の定めに違反しないよう留意すること。

・守秘義務として、本業務に当たり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。なお、こ

の項目は契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

・受託者が業務を遂行するに当たり必要となる経費は，契約金額に含まれるものとし、当協議会は

契約金額以外の費用は負担しない。